

### 3 契約の保証

#### 契約の保証事務の取扱方針

旭契第 445 号  
令和 7 年 2 月 25 日

のことについて、次のとおり取り扱うものとする。

なお、平成 9 年 2 月 3 日付け旭契第 60 号「工事完成保証人に代わる契約の保証の実施に伴う事務の取扱方針」は廃止する。

##### 1 契約の締結に伴う保証

契約担当者は、落札者が契約の保証に関して契約約款第 4 条第 1 項各号に定めた 5 つの方法のうちいずれかの方法を選択し、その選択に基づく処理を終えたことを確認したのち、契約の締結手続をとるものとする。

###### (1) 契約保証金の納付

落札者は、契約担当者から納付する契約保証金額を記載した歳入歳出外現金納付書を受け、旭川信用金庫市役所派出所窓口（総合庁舎 2 階 21 番窓口）で納付し、その領収証書を契約担当者に提示する。

契約担当者は、納付を確認し領収証書をコピーした上、領収証書を返還する。領収証書コピーは、歳入歳出外現金収納通知書兼内訳票に添付しておく。

###### (2) 有価証券の提供

市に担保として提供できる有価証券は、旭川市契約事務取扱規則第 5 条第 1 項第 1 号から第 5 号に列記しているが、このうち社債については特別の法律により設定された法人の発行する債券に限ることとする。

有価証券の提出を受ける場合は、契約担当者は有価証券を歳入歳出外有価証券納付通知書と共に、提供された当日内に会計管理者に保管を依頼し、会計管理者から保管書を受領した後、落札者に有価証券等預書（様式 1）を交付する。

###### (3) 銀行等又は保証事業会社の保証書の提出

落札者から銀行等又は保証事業会社の保証書の提出があったときは、契約担当者は名宛人、保証委託者名、保証機関名及び押印、保証内容（工事名、保証する旨の文言、保証金額、保証期間、保証債務履行請求期間等）を確認する。保証書は、工事簿冊等に保管する。なお、保証会社等のシステムによる電子保証の場合は、電子保証書をデータとして出力するなどし、共有ファイルサーバの所定のフォルダに保存する。

###### (4) 公共工事履行保証証券の提出

落札者から保険会社が発行した公共工事履行保証証券の提出があったときは、契約担当者は債権者名、保証人の記名押印、債務者名、保証内容（工事名、保証債務を負担する旨の文言、保証金額、保証期間等）を確認する。保証証券は、工事簿冊等に保管する。なお、保険会社のシステムによる電子保証の場合は、電子保証書をデータと

して出力するなどし、共有ファイルサーバの所定のフォルダに保存する。

(5) 履行保証保険の締結

落札者から保険会社が発行した履行保証保険の証券が提出されたときは、契約担当者は被保険者名、保険会社の記名押印、保険契約者名、保険契約の内容（工事名、保険金額、保険期間等）を確認する。保険証券は、工事簿冊等に保管する。なお、保険会社のシステムによる電子保証の場合は、電子保証書をデータとして出力するなどし、共有ファイルサーバの所定のフォルダに保存する。

2 請負金額の変更に伴う契約の保証の額の変更

契約期間中、設計変更等により請負金額に変更が生じた場合の契約の保証に関する事務は、次のとおりとする。

(1) 請負金額の増額の場合

保証の額が変更後の請負金額の 100 分の 5 以下になるとき(変更後の請負金額が変更前の請負金額 2 倍以上になるとき)は、契約担当者は保証の額が変更後の請負金額の 10 分の 1 以上になるよう増額の変更を行う。

ア 契約保証金及び有価証券

契約担当者は、請負人に対して変更契約の際に契約保証金の不足分について、契約締結時と同様の手続により納付、提供させる。

イ 銀行等又は保証事業会社の保証

契約担当者は、請負人に対して請負人が銀行等又は保証事業会社に保証内容の変更を依頼し、銀行等又は保証事業会社が発行する保証金額を増額変更する旨の保証内容変更契約書の提出を求める。

ウ 公共工事履行保証証券又は履行保証保険

契約担当者は、請負人に対して請負人が保険会社に保証(保険)内容の異動承認請求をし、保険会社が発行する保証(保険)金額を増額する旨の異動承認書の提出を求める。

(2) 請負金額の減額の場合

請負金額の減額に伴う保証の額の減額は、請負人から請求があった場合に、保証の額が変更後の請負金額の 10 分の 1 以上となる範囲内で減額変更する。ただし、履行保証保険の場合は、保険会社は保険金額の減額はしないこととしているので、保証の額の減額変更はしない。

ア 契約保証又は有価証券

契約担当者は、変更契約締結後、歳入歳出外現金支払通知書(有価証券にあっては歳入歳出外有価証券還付請求書)により請負人の請求を受けて、会計管理者に支払(還付)を依頼する。有価証券については、可分性を考慮して請負人と協議して還付する有価証券を定める。

イ 銀行等又は保証事業会社の保証

契約担当者は、変更契約締結後、請負人から請求のあるときは、保証契約内容変更承認書(様式 2)を交付し、請負人から銀行等又は保証事業会社が発行する保証内容変更契約書を指定する日までに提出させる。

ウ 公共工事履行保証証券

契約担当者は、変更契約締結後、請負人から請求のあるときは、保証契約内容変更承認書(様式2)を交付し、請負人から保険会社が発行する異動承認書を指定する日までに提出させる。

3 工期の変更に伴う契約の保証内容の変更

契約に定めた工期を変更する場合における契約の保証の事務は、次のとおり取り扱う。

(1) 工期を延長する場合

契約担当者は、工期を延長する場合で、保証期間が変更後の工期を含まないときは、保証期間の延長変更を請負人に求める。なお、履行保証保険については、保険期間は工事完成時までであるので取扱いはしない。ただし、終期に関する特約条項が付帯されている履行保証保険にあっては、保険期間を変更後の工期を含むように延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書の提出を求めるものとする。

銀行等又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券の場合は、いずれも2(1)請負代金の増額の場合に準じて取り扱う。

(2) 工期を短縮する場合

契約担当者は、工期の短縮に伴い、請負人から保証期間の短縮の請求があった場合に、保証期間を変更後の工期を含む範囲内で短縮する。ただし、履行保証保険については、保険期間は工事完成時までであるので取扱いはしない。

銀行等又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券の場合は、いずれも2(2)請負代金の減額の場合に準じて取り扱う。

4 契約解除に伴う保証の取扱い

契約担当者は、契約約款第43条、第48条及び第49条各号の一に該当するときは、速やかに契約解除の手続をとる。

契約を解除した場合の保証についての取扱いは、次のとおりとする。ただし、保証の額が契約約款第52条第2項に規定する違約金の額に満たない場合は、別途請負人から不足額を徴収する。

ア 契約保証金又は有価証券

契約担当者は、契約約款第43条から第49条までの規程に基づき契約を解除したときは、会計管理者が保管している契約保証金又は有価証券が市に帰属したことに伴う処理を会計管理者に依頼する。

イ 銀行等又は保証事業会社の保証

契約担当者は、契約約款第43条から第49条までの規定に基づき契約を解除したときは、銀行等又は保証事業会社に保証金の支払を請求する。

ウ 公共工事履行保証証券又は履行保証保険

契約担当者は、契約約款第44条第1項に基づき契約を解除したときは、保険会社に保証(保険)金の支払を請求する。

5 工事完成に伴う保証の取扱い

工事の完成により市が工事目的物の引渡しを受けたときは、契約の保証について次の

とおり取り扱う。

ア 契約保証金又は有価証券

返還に際しては、いずれも 2 (2) 請負金額の減額の場合に準じて取り扱う。

イ 銀行等又は保証事業会社の保証

契約担当者は、請負人から保証書返還に係る受領書(様式3)を提出させて保証書(変更契約書がある場合は変更契約書を含む。)を請負人を通して銀行等に返還する。

ウ 公共工事履行保証証券又は履行保証保険

いずれも返還する必要はない。

6 契約の保証を求める場合(無保証とする場合)

次の場合については、契約の保証を求めるものとする。

(1) 1件の予定価格が 500 万円未満であるとき

(2) 契約の相手方が共同企業体であるとき

(注) 様式については適宜、変更することがある。

附 則

この取扱方針は、令和8年2月1日から施行する。

様式 1

有価証券等預書

1 工事名

2 有価証券等の内訳

種別	記号	番号	額面金額	附属利札	備考
				枚 年 月 日以降	
				枚 年 月 日以降	
				枚 年 月 日以降	

上記のとおり契約の保証に係る担保としてお預かりしました。

令和 年 月 日

請負人

様

旭川市長

(注) 工事の完成後、歳入歳出外有価証券還付請求書と共に本書を提出してください。

様式 2

保証契約内容変更承認書

令和 年 月 日

様

住所

氏名 旭川市長

下記保証契約の内容変更について承認する。

記

1 変更する保証契約の内容

- (1) 証券番号 : \_\_\_\_\_
- (2) 保証委託者又は債務者名 : \_\_\_\_\_
- (3) 工事名(業務名) : \_\_\_\_\_

2 保証契約内容変更の承認事項(該当箇所の□にレを記入する。)

- 保証金額の減額 <減額前の金額 円>  
<減額後の金額 円>
- 保証期間の短縮 <短縮前の保証期間の終期 令和 年 月 日>  
<短縮後の保証期間の終期 令和 年 月 日>
- その他  
( )

(注) 証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

様式 3

保証書返還に係る受領書

令和 年 月 日

(宛先) 旭川市長

住所

氏名

印

貴職より保証書(変更契約書がある場合には変更契約書を含む。)を受領したので、銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

---

金銭的保証に係る契約書の記載方法等

1 契約書の記載方法

- (1) 現金、有価証券 ..... 金額
- (2) 銀行等又は保証事業会社の保証 … 保証金額
- (3) 履行保証証券又は履行保証保険 … 免除

2 保証書等の確認内容

- (1) 名宛人(債権者、被保険者)
- (2) 銀行名等の記名押印
- (3) 保証委託者(債務者、保険契約者)
- (4) 保証する旨の文言
- (5) 保証債務の内容～損害金の支払(履行保証証券及び履行保証保険は除く。)
- (6) 工事名
- (7) 保証金額
- (8) 保証期間
- (9) 保証債務履行の請求有効期間～保証期間経過後 6 か月以上  
(履行保証証券及び履行保証保険は除く。)